

ゼミナール委員会規約

1995年10月 1日 制定
2019年 1月22日 最終改定

第1章 総 則

第1条 [名称] 本会は京都教育大学学生自治会設置細則により京都教育大学ゼミナール委員会と称する。

第2条 [目的] 本会は学生が主体的に学ぶ場としての自主ゼミの発足・活動の支援をするとともに、講演会やゼミ形式の企画の場を設け、学内ゼミの活発化を図り、一人ひとりが自主的に学ぶ場を確立する。

第3条 [任務]

- ①学内に自主ゼミを広め、総括をする。
- ②自主ゼミ活動への援助・保障をする。
- ③学内外のゼミの交流と自主ゼミの研究成果の普及を図る。
- ④その他、本会の目的に合致するあらゆる活動を積極的に行う。

第4条 [構成] 本会は京都教育大学にあって、以下の(1)、(2)、(3)を以て構成する。

- (1) 常任委員会委員長、副委員長、常任委員
 - (2) 自主ゼミ構成員
 - (3) 前期定例総会においてのゼミナール委員会代表委員
- 上記の(1)、(2)、(3)をゼミナール委員と呼ぶ。

第5条 [組織] 別記

第6条 [入会規定等]

- ①新しく結成される自主ゼミ並びに、常任委員及び自主ゼミへの加入希望者は常任委員会の審議を経て、本会に入会できる。
- ②以下の条件に合致すれば、入会できる。
 - (1) 本学学生、又は本学学生が加入している団体であること。
 - (2) 本規約を守ること。
- ③入会の際は、以下の手続きを行う。
 - (1) 自主ゼミの設立希望の場合は、自主ゼミ届（自主ゼミ名、活動目的、自主ゼミの構成員氏名、代表及び副代表の連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て設立できる。
 - (2) 常任委員への入会希望者の場合は、常任委員届（氏名、連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て入会できる。
 - (3) 自主ゼミへの入会希望者の場合は、自主ゼミ参加届（自主ゼミ名、氏名、連絡先）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て入会できる。
- ④入会後は、以下の任務を行う。
 - (1) 自主ゼミ活動又は企画・運営に携わる。
 - (2) 総会に参加し、その決定を守る。
 - (3) 自主ゼミは、定期総会において自主ゼミ現状報告書（自主ゼミ名、自主ゼミの構成員氏名、代表及び副代表の連絡先、自主ゼミ活動の継続意思）を提出する。

第 7 条 [脱会規定]

①脱会希望の場合は、以下の手続きを行う。

(1) 自主ゼミを脱退する場合は、自主ゼミ脱退届（自主ゼミ名、氏名、脱退理由）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。

(2) 自主ゼミを解散する場合は、自主ゼミ解散届（自主ゼミ名、代表者氏名、解散理由）を常任委員会に提出し、常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。

(3) 常任委員会役員でなくなる場合は、常任委員会役員辞任届（氏名、辞任希望役職、辞任希望理由）を常任委員会に提出し、その者を除く常任委員会の過半数の承認を得て脱会できる。

②第 6 条②(2)の規約に反する場合、常任委員会の過半数の承認を以て本会から脱会させることができる。

③以下の条件に該当した自主ゼミ及び常任委員は総会の承認を以て、本会から脱会させることができる。

(1)他の自主ゼミ、学生の活動に支障をきたすような行為があった場合。

(2)自主ゼミが自主ゼミ代表者会を年度内に 3 回以上無断で欠席した場合。

第 2 章 機 関

第 8 条 本会は以下の機関を置く。

1. 総会 2. 常任委員会 3. 自主ゼミ代表者会

総 会

第 9 条 総会はゼミナール委員により構成され、本会の最高議決機関であり、ゼミナール活動の基本方針等を協議し議決する。

第 10 条 定例総会は当該年度の前期学生大会前と後期に一度ずつ、常任委員会が招集する。

その他、常任委員会が必要とした場合は、直ちに臨時総会を招集する。

第 11 条 総会はゼミナール委員の 3 分の 1 以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

常任委員会

第 12 条 常任委員会は以下の役員で構成する。

委員長 1 名、副委員長 1 名、常任委員（企画運営部・交渉部・広報部・会計部等）若干名

第 13 条 常任委員会は本会の最高執行機関であり、総会の決定に基づきこれを行う。

第 14 条 常任委員会は役員 3 分の 2 以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

第 15 条 委員長は本会を代表する。

第 16 条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは委員長の任務を代行する。

第 17 条 常任委員は以下の任務を行う。

(1) 企画運営部は学生の興味・関心に沿った自主ゼミ企画の運営を中心となって行う。

(2) 交渉部は各自主ゼミの状況を把握し、学内外機関に対してゼミナール委員会及び自主ゼミに関する交渉を行う。

(3) 広報部は常任委員会の報告や活動予定を掲載した機関誌を発行し、多くの学生に自主ゼミに関する情報を提供し、自主ゼミの活発化を図る。

(4) 会計部は第 3 章における会計に関わる諸活動を担当する。

第 18 条 [選出]

(1) 委員長・副委員長は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以て承認する。

第 19 条 常任委員会は毎月 1 回程度行う。その他、委員長が必要と認めたとき、又は常任委員からの要請があったとき、委員長が招集する。

第 20 条 [任期]

①委員長・副委員長の任期は承認時から次回後期定例総会までとする。

②常任委員の任期は入会時から次回後期定例総会までとする。ただし、本人の意思により任期を延長することができる。

自主ゼミ代表者会

第 21 条 自主ゼミ代表者会は以下の役員で構成する。

委員長又は代役の常任委員、各自主ゼミ構成員から 1 名以上。

第 22 条 自主ゼミ代表者会は常任委員会と各自主ゼミの連絡機関である。

第 23 条 自主ゼミ代表者会は月 1 回程度、年度内に 8 回程度行う。その他、委員長が必要と認めたとき、又は常任委員からの要請があったとき、委員長が招集する。

第 3 章 会 計

第 24 条 本会の収入は、教育後援会より交付される援助金、学生自治会予算からの年間一定の援助金及び、臨時の収入をもってこれにあてる。

第 25 条 本会の収入は、本会及び自主ゼミの運営・活動に使用する。

第 26 条 予算案は常任委員会が予算原案を作成し、総会の審議承認で成立する。

第 27 条 決算報告は常任委員会が決算原案を作成し、常任委員会以外の監査を経て、総会の審議承認で成立する。

第 28 条 本会の収入、支出は常任委員会会計部が管理する。

第 29 条 本会の会計年度は 6 月 1 日より翌年 5 月 31 日までとする。

第 4 章 改 定

第 30 条 本規約の改定は常任委員会の 3 分の 2 以上の要請があった場合審議し、総会での承認を経て改定・補足する。

附 則 この規約は 2019 年 1 月 28 日より施行する。

[組織]

